

地方分権改革に関する提案への 対応状況について

2020年3月4日

経済産業省 産業保安グループ

ガス安全室

1. 地方分権改革に関する提案募集

- 内閣府地方分権推進室は、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づき、地方分権改革に関する全国的な制度改正に係る提案を募集。

（1）提案の主体

- ①都道府県及び市町村（特別区を含む。）
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織（地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたものをいう。）
- ④地方公共団体を構成員とする組織（上記(3)を除く。）

（2）募集期間

2019年2月21日（木）から6月6日（木）まで

（3）募集する提案の対象

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲
- ②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。）

（4）提出先

内閣府 地方分権改革推進室

2. 熊本市からの提案

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲について、提案があった。
- 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（2019年6月28日開催）において、液石法に係る提案が重点事項となる。

（1）求める措置の具体的内容

液石法の販売事業、保安機関等に係る登録、認定、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲することを求める。

（2）支障の概要

液石法は、言わば高圧法から「液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分」を抜き出し、詳細に定めたものであり、液化石油ガスを取り扱う事業者には同法だけでなく、高圧法が適用される部分（移動、輸入、廃棄、容器、事故等）も多い。

このように適用範囲が複雑に入り組んでいる両法のうち、2018年度から高圧法のみが指定都市に権限移譲されたことで、事故対応や両法の適用を受ける施設の完成検査及び保安検査等において県と指定都市の間で判断の難しい調整業務が新たに発生している。

また、事業者にとっても両法で窓口が異なることが負担となっている。

（3）追加共同提案団体

宮城県、新潟市、京都市、兵庫県、熊本県

(参考) 液石法の概要

- 液化石油ガス販売事業に係る保安規制は、液石法において規定。

液石法の目的規定

第1条 この法律は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

液石法の特徴

- ◇液石法では、供給設備点検、消費設備調査、周知、緊急時対応については、認定を受けた保安機関が実施。
- ◇液化石油ガス販売事業者が自ら実施したい場合には、自ら認定を取得することが必要。

供給設備

【液化石油ガス販売事業者に対する義務】
技術基準適合維持義務（第16条の2）、業務主任者の選任（第19条）
供給設備点検、緊急時対応（第27条）、特定供給設備の完成検査（第37条3）等

充てん設備

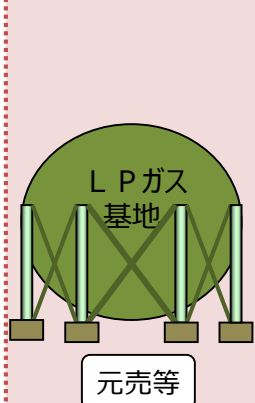
【充てん事業者に対する義務】
設置の許可（第37条の4）、完成検査（第37条4第3項において準用する第37条の3）等

消費設備

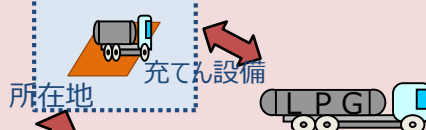
【液化石油ガス販売事業者に対する義務】
消費設備調査・周知・緊急時対応（第27条）
【一般消費者等】基準適合命令（第35条の5）

【高圧ガスの取扱いに関する保安】

高圧法



【LPの安定供給、LPによる災害防止のための保安】

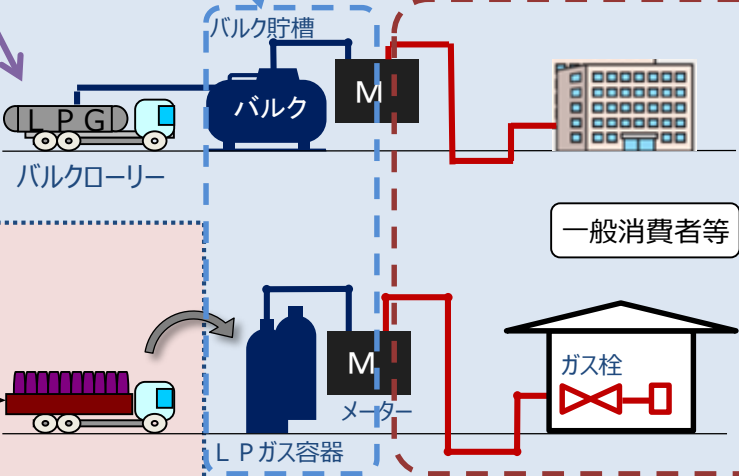


貯蔵施設

【LPの安定供給、LPによる災害防止のための保安】

【一般消費者等の安全に関する保安】

液石法



3. 支障事例

バルクローリー

事業者が一台のバルクローリーを民生用及び工業用の双方で運用する場合、液石法の充てん設備と高圧法の移動式製造設備に係る許可、検査を受ける必要があるが、当該バルクローリーの使用の本拠地が指定都市「外」であれば、県が液石法及び高圧法に係る許可と検査を行うが、使用の本拠地が指定都市「内」であれば、県が液石法、指定都市が高圧法に係る許可、完成検査を行うこととなる。

このため、バルクローリーの使用の本拠地を指定都市とする事業者に対してのみ、申請窓口が県と指定都市に分かれることによる負担を生じさせている。

供給設備

液石ガスの供給設備の区分は、その貯蔵能力の順に、①液石法の特定供給設備以外の供給設備、②液石法の特定供給設備、③高圧法の供給設備となる。

①及び②に係る事務を県で行い、指定都市では③に係る事務を行うこととなるが、指定都市が③より貯蔵能力が小さい①及び②に係る事務を行わないこととなるため、事業者の申請先の誤りの原因になっている。

- 熊本市の提案をベースに高圧法及び液石法両法のあり方を整理する必要があると考えている。
- 当県では2018年度に県条例により指定都市の長に事務・権限を移譲している。移譲に際し、指定都市を含む二以上の市町に事業所又は販売所を有する事業者については、当県に権限を残している。現在までに、運用上支障となる事例はなく、県、市ともに効率的な行政運営が行えている。
- 当県では、事務処理特例条例により液化石油ガス関連部分についても指定都市に移譲しているが、条例移譲部分については、一義的に県が国との仲介役や相談を担うことが多く、一体的な指導のため高圧法と同様に法定移譲が必要と考える。

4. 当省の対応

- 高圧法、液石法の両法で重複する保安領域のうち、一部の手続の担当行政庁が異なることにより、どのような支障が生じてるか把握するため、道府県、政令指定都市等の関係団体にアンケートを行うこととした。

アンケート調査の実施

(1) 目的

液石法に係る事務処理について、権限の移譲に関する現状や、支障事例が生じているかといった状況等を把握するために調査を実施。

(2) 実施期間

2019年8月23日～9月13日

(3) 実施対象

①道府県(15)

北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県

②政令指定都市(20)

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

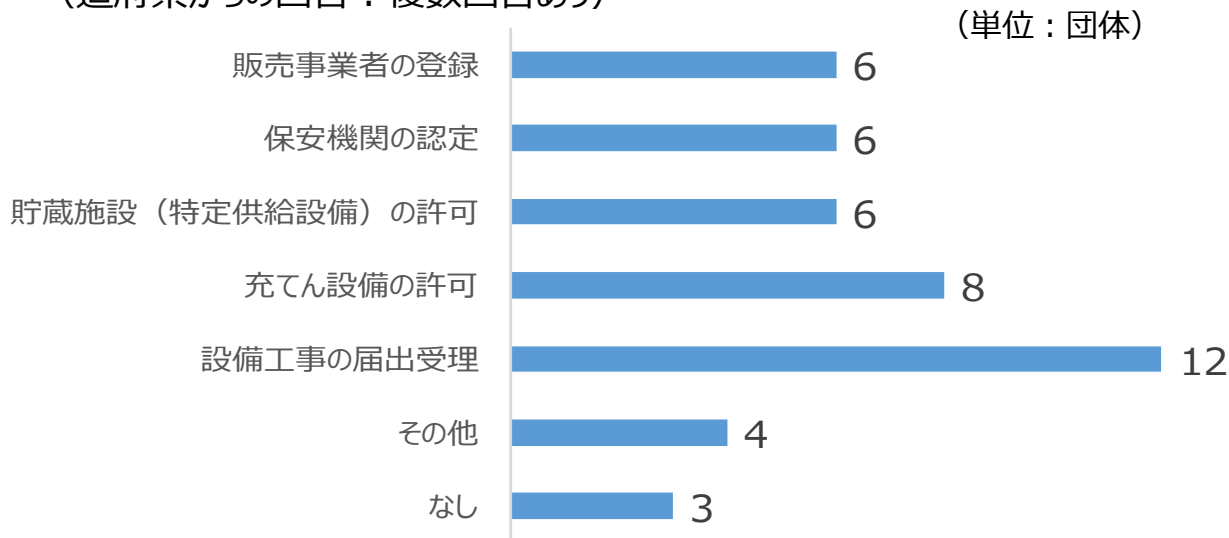
③道府県LPガス協会(15)

北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県

5. アンケート結果の概要

道府県から政令指定都市に液石法の事務・権限を事務処理特例制度で移譲している状況

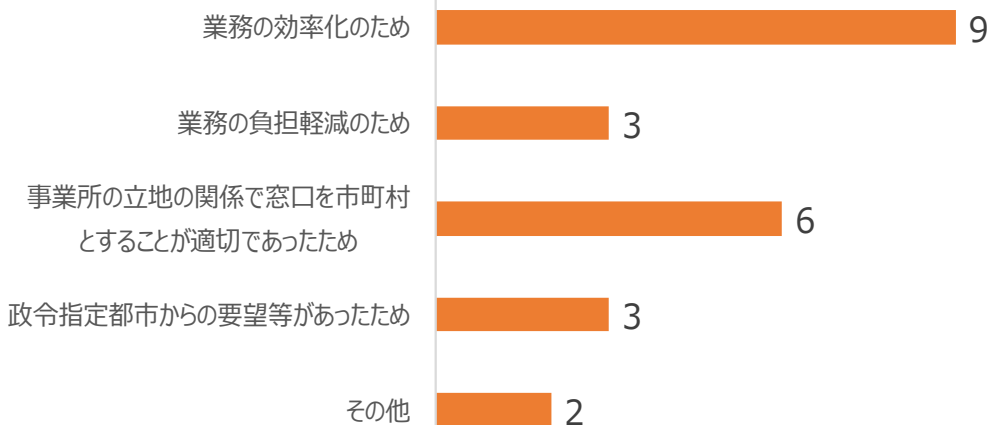
(道府県からの回答：複数回答あり)



液石法の事務・権限を移譲している理由

(道府県からの回答：複数回答あり)

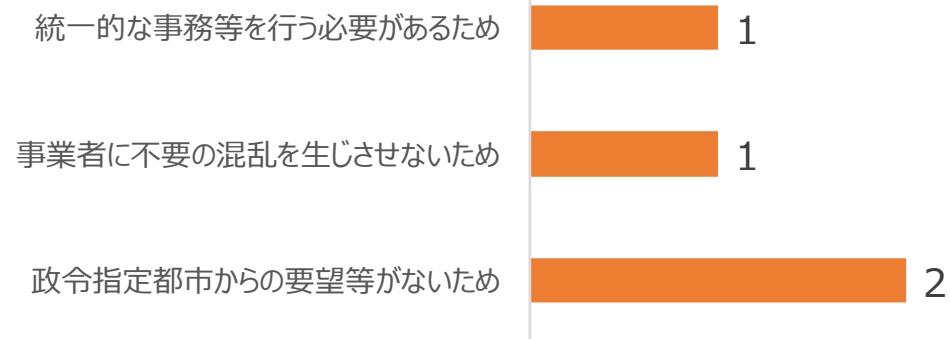
(単位：団体)



液石法の事務・権限を移譲していない理由

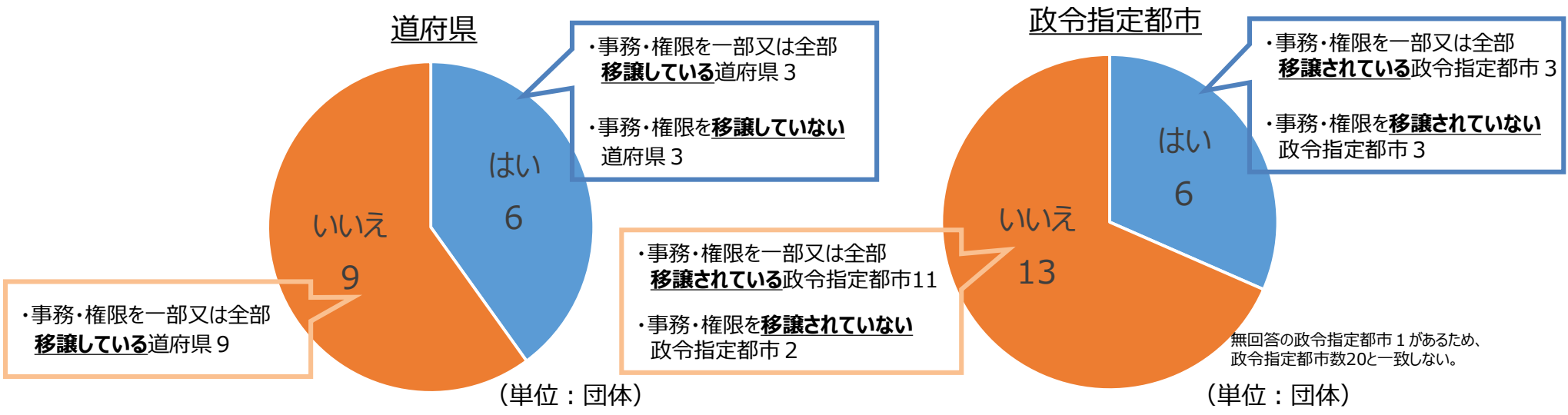
(道府県からの回答：複数回答あり)

(単位：団体)



今回と同様の支障事例が生じているか

支障事例：高圧法と液石法の窓口が異なることで、L Pガス漏洩・爆発事故、バルクローリーの検査申請について、道府県と政令指定都市との間で新たに調整事務や、事務処理に遅延が発生している。



- 業界団体へのアンケート調査結果（道府県LPガス協会）
- はい 1 団体
- いいえ 14 団体

単一の政令指定都市内のみで事業を実施している販売事業者及び保安機関の割合

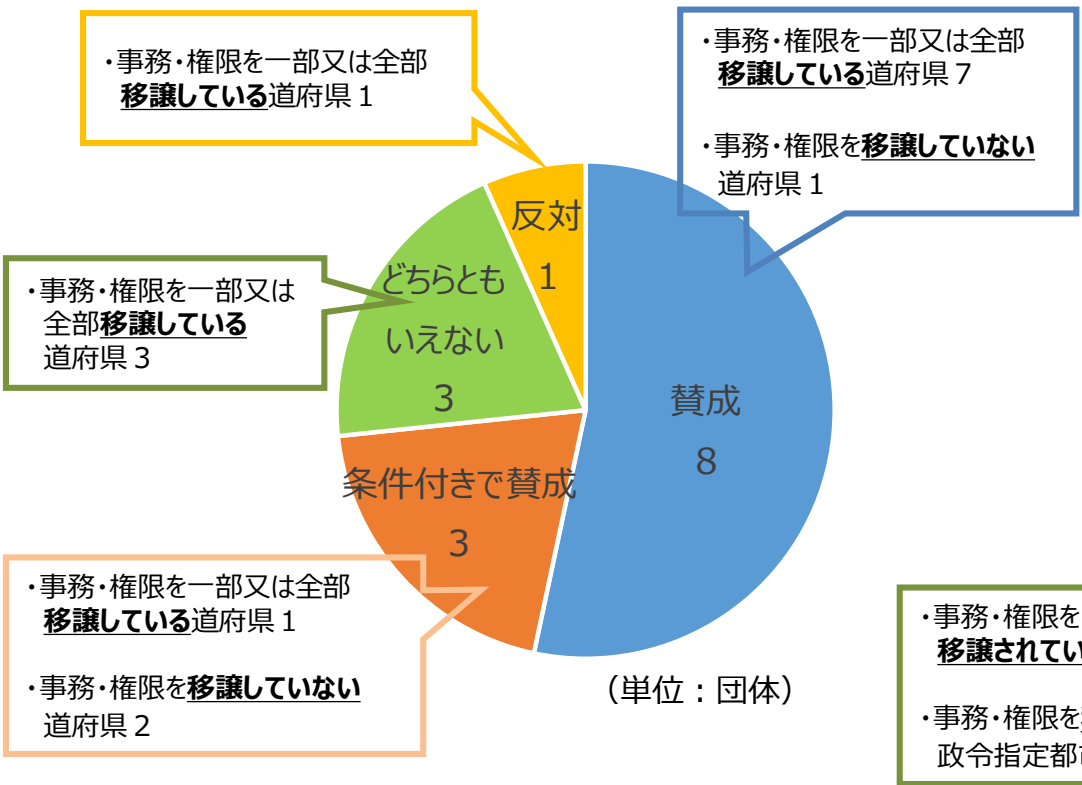
(販売事業者、保安機関) (単位：団体)

	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上
販売事業者	3	4	6	-	-	2
保安機関	4	4	6	-	-	1

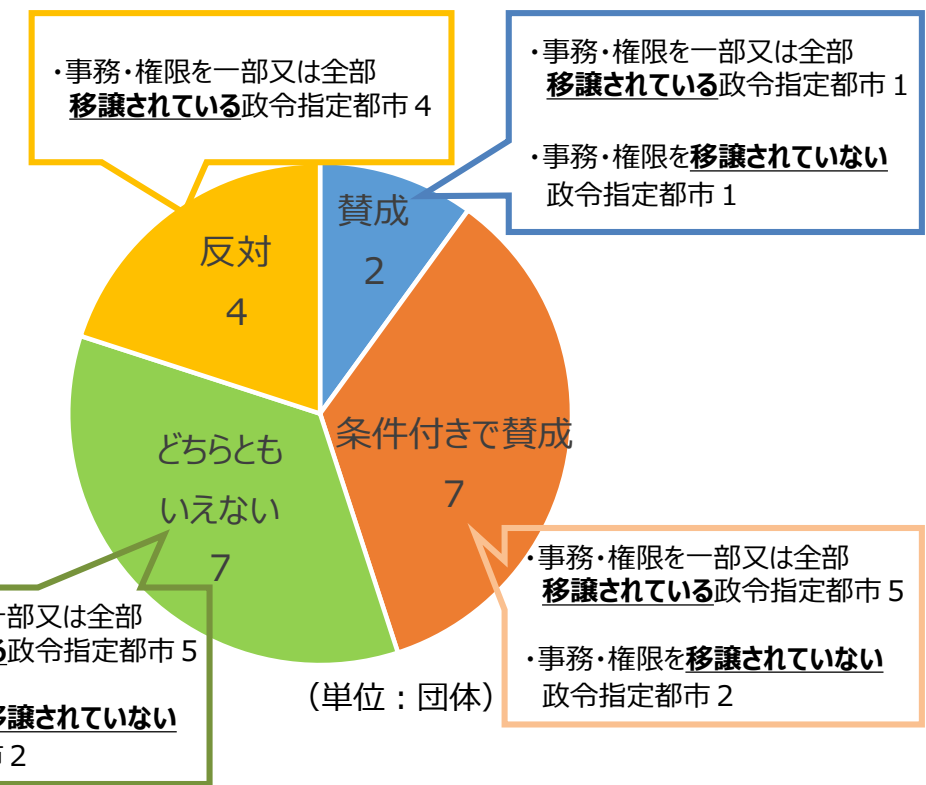
道府県から回答のあった政令指定都市の販売事業者数・保安機関数と、道府県の販売事業者数・保安機関数から算出。

液石法の改正による権限移譲についてどのように考えるか

道府県



政令指定都市



液石法の改正による権限移譲に関する道府県、政令指定都市の主なコメント

道府県

政令指定都市

	コメント		コメント
賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・特例条例により指定都市に権限移譲しており、特段支障は発生していないこと。また指定都市での高圧法及び液石法の事務手続の提案が全て法定移譲と一本化されて事業者等にとってわかりやすくなる。 ・全国的な統一感が持てる。 	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・保安の領域では、両法に跨る判断や対応等を避けられない場合もある。同一窓口における一体的な運用が望ましい。 ・液化石油ガスを含めた高圧ガス関連施設の一元的な管理・指導が可能になり、災害時に対応する基礎自治体として、効果的・効率的な行政運営に資する。
条件付きで賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・申請手続きの一元化が図られることによって、申請者の負担が軽減できるが、受入れ側の政令市の体制が整っていることが条件。 	条件付きで賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・充てん設備の許可は、高圧法の移動式製造設備の許可を行う行政庁が処理をした方がスムーズになると考える。 ・事業者、都道府県及び指定都市のそれぞれにとって最適な体制となるよう、慎重な検討をお願いしたい。 ・特例条例による移譲を受けていない都市にとっては、担当窓口の統一が図られる等のメリットがある一方で、移譲には、事務人員の確保、予算措置が必要となる。
どちらともいえない	<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者は市域を超えて広域的な事業を行うため、道府県による統一的な管理が望ましい。 ・既に事務処理特例条例で移譲を行っている道府県がある中で、あえて権限移譲を法制化する必要があるか疑問。 	どちらともいえない	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な人員等を確保できる保証がない。 ・液石法に関する職員教育、準備期間等を勘案して、現時点での移譲は考えていない。 ・政令指定都市への移譲が及ぼすメリット、デメリット等から、当該移譲の可否を決定すべき。 ・特例条例で権限移譲を受けているが、法定移譲の場合、関係部局との調整が必要。
反対	<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者や保安機関の事業地域の縮小・拡大に伴う行政庁の変更について、事業者の行政手続きが煩雑になる。 	反対	<ul style="list-style-type: none"> ・支障が生じていない、事業者からの要望もない。 ・異なる状況に対応できる特例制度を活用することで支障がないため、液石法を改正して権限移譲する必要はない。 ・政令指定都市のみに移譲することで、販売事業者等に余計な混乱を与えかねない。事業者にとってのメリットを感じない。

液石法の事務・権限の移譲について、政令指定都市から道府県に対して求める事務・権限はあるか

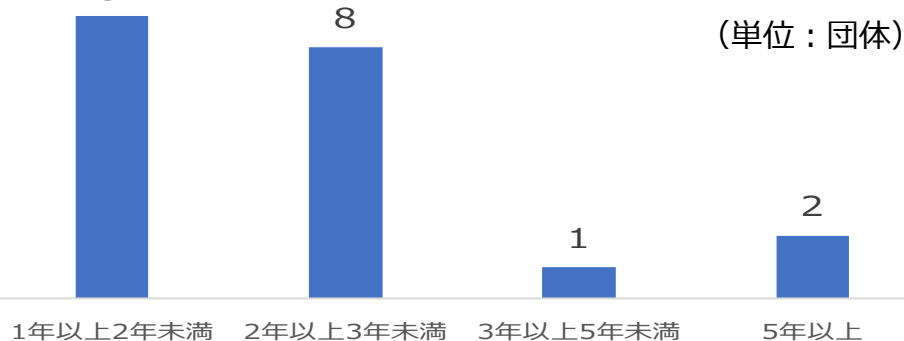
(政令指定都市からの回答：複数回答あり) (単位：団体)

赤字：道府県から事務・権限を移譲されていない政令指定都市
 網掛け：事務処理特例によって、権限移譲されている手続

<事務・権限>	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	要望数	権限移譲 + 要望数
販売事業者の登録(法3条)				○					○				○		○		○				5	10
保安機関の認定(法29条)				○					○				○		○		○				5	10
貯蔵施設(特定供給設備)の許可(法36条)				○					○				○		○		○				5	10
充電設備の許可(法37条の4)				○	○		○		○				○		○		○			○	8	14
設備工事の届出受理(法38条の3)				○					○				○		○		○				5	16
その他																	○	○			2	7
なし	○	○	○			○		○		○	○	○		○					○		10	10
支障事例の有無	×	×	×	○	×	×	×		×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	×		
<理由>	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	回答数	
業務の効率化のため				○			○						○		○		○			○	6	
事業者の負担軽減のため				○	○		○						○		○		○			○	7	
事業者からの問い合わせに速やかに対応するため				○									○		○		○				4	
安全安心の確保のため				○										○		○	○				4	
事業者に不要の混乱を生じさせないため			○	○									○		○		○	○			6	
その他					○			○	○	○						○					5	

液石法の事務・権限が新たに政令指定都市に移譲される場合、政令指定都市で新たな事務等に対応するため、どの程度の準備期間が必要か

(政令指定都市からの回答)



● 大部分の政令指定都市は以下の措置が必要と回答。

- 予算措置 19
- 人員の増員 18
- 道府県の協力・支援 19

(単位：団体)

今後の対応の方向性

提案募集検討専門部会において、アンケート結果の概要とともに、今後の対応の方向性について説明。

- 液石法改正による権限移譲に係る政令指定都市からの回答は、「賛成」や「条件付きで賛成」とともに、「どちらともいえない」と「反対」が一定数あるなど、意見にばらつきが見られた。また、L P ガス団体からの意見は都道府県の一元的な対応を希望する意見、道府県は「賛成」とする回答が多かった。
- このように、各団体の意見がまとまっていないため、液石法の改正による全体の権限移譲は慎重に検討する必要があると考える。しかしながら、アンケート調査から支障事例が生じていることは確認できたことから、今後、どのような解決があるかについて、各団体や有識者からの意見を聞いた上で、法定移譲の可否を含めて必要な検討を進めたい。
- 具体的には、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会において、今後の対応の方向性について検討を進める。

6. 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (地方分権改革推進本部決定)

- 地方分権改革推進本部第13回会合（本部長：安倍晋三内閣総理大臣、2019年12月23日開催）において、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」が決定。同日付けで同対応方針を閣議決定。

地方分権改革推進本部は、地方分権改革に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、平成25年3月8日に閣議決定に基づき内閣に設置。

【液石法に係る閣議決定】

液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

＜参考＞ 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針について
林 文子 指定都市市長会会長 談話

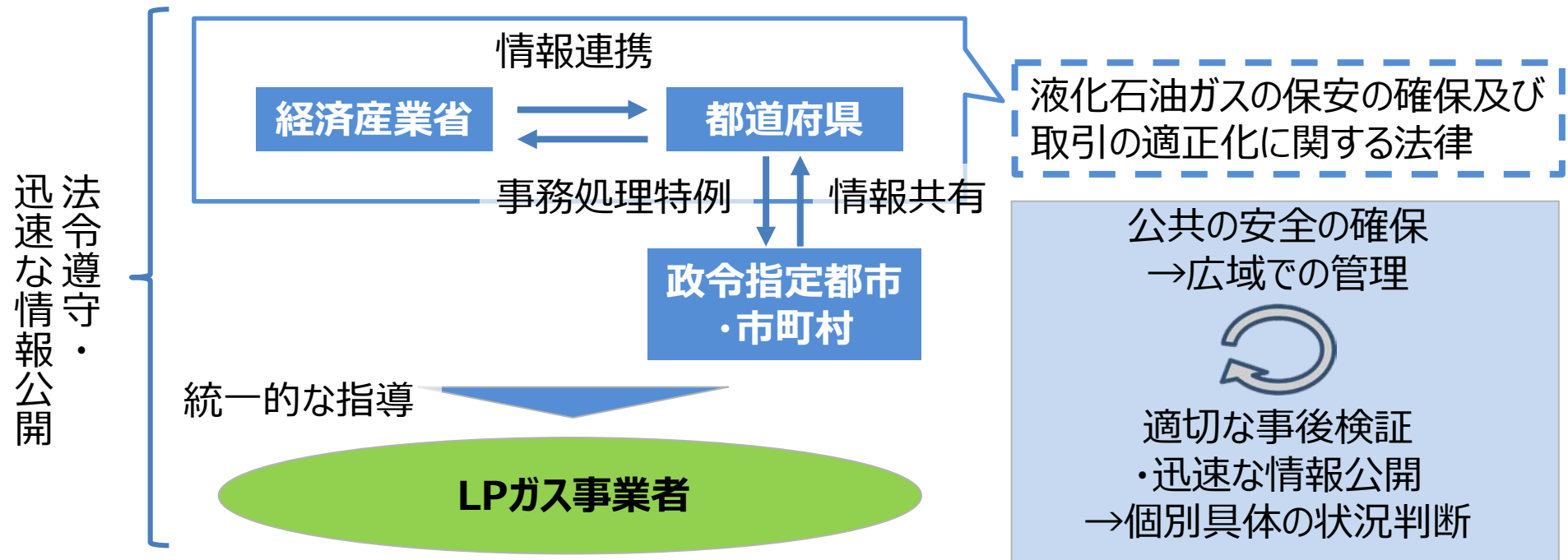
「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限」について、道府県から指定都市への移譲等について検討していくことが示されました。液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る事務・権限の移譲は、効率的な行政運営や事業者の利便性向上につながり、何より消防行政を推進するうえで、市民の安全を確保していくために必要であることから、早期実現を求めます。

7. 今後の方針

熊本市からの提案

- 高圧法と液石法の間における支障
 - 政令指定都市と都道府県での同一権限の移譲
- バルク検査、事故届等の移譲又は環境整備
➤ 上記に関わらず全権限

現状の概略



論点：①情報の管理体制の確保 ②統一的な指導の徹底 ③個別具体の状況判断

上記3点について該当する地方自治体及び政令指定都市を調査。行政指導の実態と体制構築の現実性を考慮し、権限移譲の判断とする。

8. 今後のスケジュール（案）

- 地方分権改革推進本部の閣議決定を受けて、液石法に係る都道府県から政令指定都市への事務・権限の移譲等することの是非を含めて検討。

2020年4月頃	調査事項を各自治体向けに送付
2020年7月～9月	ヒアリングを実施
2020年10月頃	ヒアリング内容の中間報告、対応方針案の審議
2020年11月～12月	必要に応じて、個別ヒアリングを実施
2021年3月	ヒアリング内容の報告、対応方針の審議